JAPAN Neko-Dasuke NETWORK
いのちにやさしいまちづくり
会員の皆さま号
[p-1]
2008 平成20年5月
Vol. 34
発行／著作
NPO ねこだすけ
〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
www.nekodasuke.net

地域ねこ対策と公費助成の仕組み

このニュース発行の頃には、騒動の解決していることを願うのですが・・・・

東京世田谷区は、平成16年に「世田谷区人と動物との調和のとれた共生条例」を全国にさきがけて制定しました。区は条例に従い「人と動物との調和のとれた共生推進プラン」を決めました。その中に「飼い主のいない猫との共生推進活動の普及」事業があります。

同事業の中で、飼い主のいない猫を減らすための「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の助成」を平成20年2月1日から実施しました。（以下「飼い主のいない猫との共生推進活動」を「地域ねこ」とします。）

新聞報道や情報掲載のホームページなどによると、この公費助成の仕組みが大きな騒動になっているとのこと……

世田谷区内だけでも約110件を超す動物病院があるそうですが、区役所が公費支払いの協定を結んだ病院は、東京都獣医師会世田谷支部に加盟する59の病院に限られます。（病院数などは今年2月現在）

公費助成の条件として区は、同支部の提案に従い不妊去勢手術済みの地域ねこには識別表示をすることを決めました。

区内の地域ねこ対策で行われていた手術済みの識別には、対策を行う区民の希望するさまざまな方法が取り入れられていました。多くの識別、つまり目印は手術の際に動物病院で付けられていました。

同世田谷支部は公費助成の開始に合わせて手術済みの目印をマイクロチップだけにしました。マイクロチップ普及のため、今回の装着には費用のかからないことを区は採用理由のひとつに説明していました。

このような公費助成の仕組みが知れ渡るに従い、さまざまな識別の目印でも助成をうけられるようにする要望が区に届きましたので、区と同支部が協議し、ねこの写真に限り条件に合うとして追加しました。

区民が公費助成をうけられる病院は59の病院に限られ、その病院ではマイクロチップ以外の目印をねこに付けられません。※5月現在の情報より。

他の自治体などでの公費助成の仕組みは多岐に及んでいます。一般的で多く知れ渡っている方法は、動物病院の手術定価の減額分を、公費から病院宛に補填する仕組みです。減額分の取り決めは自治体によりさまざまです。

先進的といわれる東京都の例では、獣医資格を持つ都の職員が手術を行い、地域ねこ対策の住民組織に手術費の負担をかけない仕組みも試みられ、飼い主のいない猫との共生プログラムとして現在も続いています。

他には、動物病院の所在地や所属する獣医師会の支部などとの関係を持たず、手術を希望する市民を対象に助成する仕組みもあります。

動物病院の定価減額分の補償という観念からはなれた考えも生まれています。地域ねこ対策を地域環境保全のための住民による社会活動と位置付けて、活動費として助成された金額から手術費用相当分を捻出する仕組みもあります。

野良ねこ迷惑侵害苦情をなくし、不幸なねこをふやさないために、飼い主のいないねこ対策に全国の自治体が取り組みはじめました。

社会貢献としての野良ねこへの手術と一緒に事業者としての一面を合わせ持つ動物病院と、ちいさな命を無条件で慈しみながら、動物病院の技術に頼らざるを得ない人々と、地域環境保全事業として地域ねこ対策をすすめようとする役所との三つどもえ騒動のなくなることを願うのですが・・・・・

関連情報はAWN連絡会ホームページより…
http://www.dobutu.net

行事計画

ねこだすけもご一緒に。

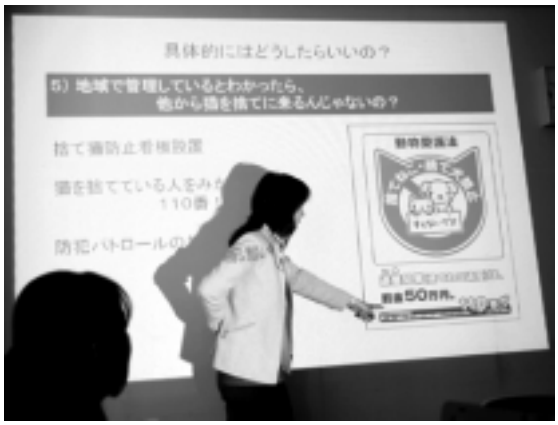

プロジェクターを使って、出張講師。

第7回ふなばしニャンポジウム開催

主催はふなばし地域ねこ活動。野良猫問題を解決するには？のヒントが見つかるセミナー。5月18日（日）午後1時から。場所は船橋市中央公民館第8集会室。ゲスト講師は「地域猫のすすめ」著者横浜市職員黒澤泰氏とNPOねこだすけ代表工藤。

第二部は午後3時から野良猫なんでも相談会。予約・参加費ともに不要ですが、定員48名になり次第〆切り。

人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会／東京都新宿区　人と猫との調和のとれたまちづくり事業の「地域ねこ対策」をすすめる連絡協議会の結成集会が2月3日に行われ、中山弘子区長より委嘱状が手渡されました。

区民が主体となった運営を目的にしており、5月17日（土）には、これからの行動計画を決める会議が開かれます。

鶴巻フェスティバル　新宿区の連絡協議会構成員でもある早稲田鶴巻ネコの会が参加。近隣地区の連絡協議会構成員も、パネルを展示した地域ねこ紹介の応援に駆けつけました。4月6日（日）早稲田大学の正門前「早大通り」歩行者天国にて。

同会の地域ねこ対策の区域は、東京都の飼い主のいない猫との共生プログラムに認定されています。

動物を考える「タマ」の会が、相模原市立さがみはら市民活動サポートセンターで3月23日(日)にセミナーを主催しました。下の写真は地域ねこセミナー会場の一部です。同会滝口代表のもと、地域協働事業を目指す「地域ねこ」がすすみます。

上の写真は、同会への出張講師。事前の打ち合わせ会でも情報交換に努めながら、人と動物との適切な関係づくりを、「地域ねこ」のテーマにのせ変えて、毎日の活動が続きます。

ねこなんでも相談会「野良ねこのよろず困り事相談引き受けます。」3月8日(土)。新宿区では「地域ねこ」がすすんでいますので、一般の皆さまにも、具体的で詳しい対策の方法を伝え易くなります。

区民と役所とねこに詳しいボランティアが一緒になって同じ目的を目指す時、ねこの困り事相談が、地域環境の保全という社会環境活動になります。

NPOえひめイヌ・ネコの会主催、2月24日(日)にゃんにゃんセミナー。22日からパネルや写真の展示をホールで。

セミナーでは地域ねこ対策を行政・民間・ボランティア三者の協働で行うことや、地域ねこ対策の現場で注意に心がける五つのポイントなどをねこだすけが担当しました。

動物愛護管理推進計画を考えるパネルディスカッションは、松山東雲女子大学学長代行と松山保健所副主幹、ねこだすけがパネラーで、主催者代表がコーディネーターで進めました。

動物愛護管理推進計画を進める自治体が増えました。地域ねこ活動を、「野良ねこ擁護運動」と決めつけられてしまう場合も多いです。自治体等がそのように対策をすすめると、一部のねこ好きボランティアチームに野良ねこ対策を丸投げされる場合も起こります。

行政・民間・ボランティア三者の協働とは、これ以上の飼い主のいないねこを出さないことと、今既に棲んでいる野良ねこの生態の循環を抑えることを目的に、ねこのテリトリーの中で共に暮らす人々と、役所と、ねこの生態に詳しいボランティアが同じ目的を目指す活動といわれ、野良ねこが迷惑な存在にならないように、地域の環境を守る活動です。

大阪府動物愛護推進員研修会　1月26(土)大阪府動物愛護畜産課主催。東京都における地域ねこの取り組み研修会で、行政住民ボランティア三者協働のありかたと地域ねこについて講師講演しました。

東松山環境市民の会動物愛護部会学習会へ出張講師で。2月3(日)地域ねこってな～に？をテーマに。

そのほか個人の野良ねこ対策なども含めて、大小さまざまな規模の地域ねこ打ち合わせ会が行われています。

ある日のブログより【1】

ホームページにタイムリーな情報の掲載を努めています。ブログの内容の一部を編集しました。

保護捕獲・手術・返還＝トラップニューターリターン＝TNRの知れ渡ったコミュニティでは、人々の人情に巡り会います。

「そうそう手術すればいいのよね。ご苦労さま。」と、通りすがりの方が話しかけます。ほんの数年の間に、野良ねこ不妊手術への理解がすごく高くなったように実感しています。

数年前には「手術実行中」の立て掛け看板を置いて、チラシを配って説明しながらでも、ちょっとした行き違いから通報されてパトカーに乗せられたこともありました。

「これ、持って帰ってね。」野良ねこが気掛かりだったご婦人からの差し入れは、昔ながらの手作りカレーでした。※団地で「地域ねこ」をはじめたボランティアさんにご一緒したときのブログより。

ねこだすけニュース号外を不定期に発行し、日常的な通信連絡などの際に同封するほか、セミナーやイベント会場でも配布しています。

工場印刷の正規会報紙の送付時には同封いたしておりませんので、お手数ですがホームページからプリントしてご利用いただけるとたすかります。※写真は号外18号表紙。

猫の健康や福祉を守る　外で暮らすねこを守るために、多くの方々が本当にさまざまな方法で手を差し伸べています。ねこの健康や福祉の推進をめざすねこ好きのネットワークも広がります。

ねこ好きだけのネットワークに限らず、ねこのいるテリトリーでねこを迷惑と思いながら暮らす人々とも、環境を守るために同じ目的を目指すネットワーク作りの方法も広がっています。

命あるものと一緒に暮らす環境で、人も生き物も共に調和をとりながら、命にやさしいまちづくりを目指します。ねこ好きもねこ嫌いも、命ある動物と一緒の環境づくりに努める東京都の「飼い主のいない猫」対策の認定地区成立の連絡が2つ3つと、日に日に増えはじめました。

ねこ嫌いもねこ好きも共に暮らす環境づくりを目指して、地域のボランティアさんと行う打ち合わせ会の成果が出てきました。

都下と都内の3箇所で認定地区が決まりました。このほかの候補地でも活動が続いています。

ねこを外で飼う？『ねこを外で飼う「地域ねこ」は反対!!』という方や『道路が野良ねこのシェルター??』などと言う方に巡り会うこともあります。言葉だけが一人歩きをはじめると、誤解や少し違った思い込みも広がります。

野良ねこを増やした責任は人間たちにもありますが、全部のねこが人間のせいで野良暮らしをしている訳でもありません。

人の環境にだけ棲むスズメの生態と良く似ているねこも、人の暮らしに寄り添って生き続けますから、人間の住むところに必ずといってよいほど、ねこも一緒に棲み着くといわれます。

そこで「地域ねこ」という方法で、野良ねこ対策が行われますが、そのような詳しい背景事情がなかなか適切に伝わりにくいので、地域ねこセミナーや勉強会を行っています。

地域ねこ対策の事業規模って？地域ねこ対策はアクションボランティアの数や、棲息する手術予定ねこの頭数や、かかる費用の財政計画などの大きさに左右される地域活動とも少し違うと思うのです。

向こう三軒両隣程度の町内の範囲に、野良の仔ねこ3頭が住み着いたとします。この小さなコミュニティにたった一軒だけ、野良ねこ大迷惑のご家族も暮らしていました。

この一軒のお宅へ野良ねこからの迷惑侵害をなくすため、この範囲に住み着いたねこの生態や繁殖を、地域の人たちが力を合わせて支配してみようではありませんか？これ以上のねこの生態循環を抑えましょう!!

ここでは一軒への迷惑侵害がなくなれば、事態は解決です。地域ねこ対策とは、そんな小さなきっかけから始まることもあります。

規模の大小も条件にしながら事業計画を進めるさまざまな活動と、ねこの小さなテリトリーでも行われる地域ねこ対策は、その仕組みも方法も随分違うと思われます。

ある日のブログより【2】

ホームページにタイムリーな情報の掲載を努めています。ブログの内容の一部を編集しました。

地域ねこの現場より　東京都はハルスプランで「飼い主のいない猫との共生プログラム」を行なっています。

（1）活動の主体となる区民が地域の住民と合意しながらトラップニューターリターンなどを行い（2）区役所が東京都に申請書を提出すると（3）都が地区を認定し、5頭程度の飼い主のいない猫にセンターで手術を行うなどの計画を実行する、というシンプルなものです。

このシンプルな仕組みをややこしく考え過ぎて、昨年から区民が主体となって行っている活動を区も都も認定地区にできないのです。センターでの手術も行えないうちに出産し、生まれてしまった赤ちゃんねこの保護や管理の重労働が持ち上がりました。避けられた出産とも思われますし、多くの都民を巻き込んだ赤ちゃんねこ大騒動が起こりました。

時期です。子ねこが飛び回る時期になりました。野良ねこの生態循環も気にかかります。

折も折、「小がらなねこを見ました。」と、地域ねこに熱心で、ご近所の情報にも詳しい方に伝えたときの反応は…、「この辺に子ねこは生まれていないです。」と、きっぱり。

ねこを気づかう皆さま同士の情報網の偉大さを思わされました。野良ねこへの不妊去勢手術のご苦労さに比例して、ご近所情報の収集力や地域ねこ対策の伝達力も強くなっているのでした。

子ねこの飛び回る今の時期は、丁度転入や転居の落ち着く頃でもあるようです。町内を出ていかれた方や新たに入られた方々の情報も飛び交いそうです。

ねこ嫌いにもねこ好きにも、地域ねこ対策の徹底しているエリアでした。

調印式　地域ねこ対策は、ボランティア・地域の住民組織・行政との3者協働プランといわれます。

活動の核になるトラップニューターリターンを行うにはねこを捕まえる道具が欠かせません。その道具の「トラップケージ」を市民が必要なときに使えることを目的に貸し出しを行う役所もあります。

ねこだすけでは独特の仕組みを利用して、貸し出し用のトラップケージを相当数確保してきました。この中から、区民に貸し出すケージの台数を区役所に提供しています。ケージを地域ねこ対策以外に使わないことやそのほかを新宿区役所とねこだすけが文書で交わす「調印式」を5月15日に行いました。（左の写真）

台数などの変更もあり、毎年交わしている書式も3通めになりました。

地域ねこのTV番組　地域ねこの言葉が出はじめた頃には、物珍しさも手伝ってかマスメディアなどからの取材問い合わせも多かったように思われます。

月日が経つにつれて言葉は根付き始めたようですが、地域ねこ対策の方法は100箇所あれば100通りのスタイルがあるとも言われています。

メディアに「地域ねこの定義とは何なのでしょうか？」と聞かれる時、「何故？地域ねこなのでしょう？」と、考えたいのです。野良ねこと呼ばれる愛護動物が人の暮らす環境を好むので「地域ねこ」が必要になったと思われます。

野良ねこの発生を人の作為が増やしているのなら、増やさないようにするにはどうしたら良いのでしょう？

ねこを単なるペット動物としてもてはやすだけではなく、人が暮らして動物もいる環境などということを掘り下げて思いをすすめる時、さまざまな矛盾や不条理も目につきます。

ペット動物業界を構成する多種多様の分野では、野良ねこを一義的に命あるとされる愛護動物に位置付ける思いに至らない場合もあるようです。

愛護動物関係の利益を追求する人々の、事業上の作為に言い及ぶとき、野良ねこ発生の原因も見つかり易くなりそうですが、そのような究極の「命」と、人と動物との適切な関係づくりなどを推しはかろうとする「地域ねこ」番組をみた覚えはありません。野良ねこ迷惑紛争とほのぼのペットを取り上げる番組にはよく出合います。

ファクトシート「地域ねこ」という言葉が聞かれ出した頃から、関係する項目を整理しながら綴っている資料集がファクトシートです。

基本的な考え方にそれほどの変化はありませんが、年月が経つに従い手直しも必要になってきました。現在市販のファイルに手作り簡易印刷のシートなどをセットし、30部程の綴り込みを終えましたが印刷の間に合わなくなった頁も出てしまいました。

新しい情報を加えながらの作り込みを計画していますが、在庫分を頒布しておりますのでご連絡ください。資料代送料込みで一部1,000円です。

ある日のブログより【3】

プリントアウト「捨てねこ違反はやってはならない犯罪です。」と広くお知らせすることもすごく大切に感じています。

少し前までは警察署の名前を入れる表示に難色を伝えられるケースもありましたが、最近では住民の方々がポスターなどで知らせることに反対しない警察署も多くなっています。そのようなときにプリントできるポスターチラシの原稿がホームページの「ファクトシート」にあります。下の写真はポスターチラシの見本。

ホームページからプリントのできない皆さまには郵送などでもお届けしています。

またその際の郵送用プリントへのご協力もお願いしています。ホームページからプリントした皆さまから、ねこだすけ宛にお届けいただいたポスターを、他の方より依頼のあるときに郵送する仕組みです。プリント用のファイルなどをホームページにご案内しています。ご協力をよろしくお願いいたします。

ある日の日記帳から…

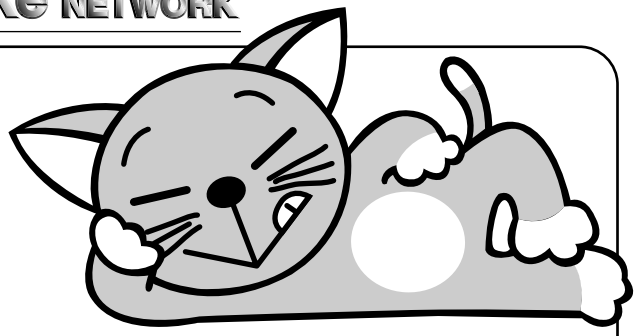

●3月某日／集合住宅地区のねこ捕獲。住民ボランティアさん2名、餌やりさん2名の4人でチラシを配り説明をしながら行う。近くにお住まいで外猫に餌をやっている方にもたまたまお会いし、手術をしてもらうことまでお話しが進む。

●3月某日／ねこが多く集まるお寺に地域ねこの解説と捕獲。捕獲中は通行人に活動のご説明。これから町会と話し合いの予定です。後日にお寺の近所のねこも捕獲。地域ねこ対策をもっと効果的にすすめるには、苦情もとのねこの頭数や住民感情などの事前の近隣リサーチの大切さを実感。

●4月某日／会社移転のためお世話していたねこ移動の方の現地を下見。社内に外ねこの餌場やねこハウスあり。近所は繁華街で居場所の確保も難しいことなどから移動を計画。しばらくケージでならしてから室内飼いにもっていってもらう予定。

このページ内容の速報は…ブログ　**http://blog.livedoor.jp/chiikineko/**　[地域猫・地域ねこ・ちいきねこ]

トラップケージ、頒布再開のお知らせ。

動物保護目的の地域ねこプランに限り保持できる
キャッツ・プロテクションケージ
＝トラップケージ・直輸入保護捕獲用かご

●頒布お申し込み受付を再開しています。
ねこだすけはトラップケージの販売利益を目的にしていません。動物愛護に理解のある任意団体のＡＰＬに協力を依頼し、ねこだすけを窓口に頒布申し込み受付やお届け先の確認作業を行い、規定の書式で申し込まれた方に限り、ＡＰＬから直接購入いただける仕組みをとっています。ＡＰＬではねこだすけでお申し込み受付をしない直接販売を行いません。
貸し出し用トラップなどをＡＰＬがねこだすけに提供しています。ねこだすけからの直接販売も行いません。

●お申込みの規定書式をご請求ください。2～3枚のご案内用紙をお届けしております。
●古い1枚だけの用紙を現在使用しておりませんので、お手数ですがその都度直接ご請求ください。
●直輸入品のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け持っております。万が一作動不良などの起った際には、出庫時に同封している書式をご利用の上お問い合わせください。
●専用のキャリーケースもあります。

サイズは約25x25x66cmペダル(踏み板)式一種類のみ

ご支援ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

地域ねこ対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。

世間ではペットとのふれあいなどがもてはやされます。今、何が適切でどうすれば不適切なことがらを改められるのか？改善を促したいアクシデントも少なくありません。

さまざまな出来事に直面するとき、目には見えにくい改善要請活動も頻繁です。どうか支えあってください。

●不幸なねこを守りかばうときフードは欠かせません。多頭飼養や地域ねこの現場に届くと支えになります。
●トイレ砂や獣医薬品などの消耗品も嬉しいです。
●やむをえない移転に伴い拠点の事務所に倉庫がなくなりました。
●ご支援の物品などもタイムリーに転送しています。
●未使用の切手は宅配にも使えますし、書き損じのはがき、テレフォンカード、収入印紙、各種金券、図書などのカード類なども換金が容易で助かります。
●皆さまへのお知らせや小さな会議、イベントのほか通信連絡や配送に役立つ事務的な用度品の、例えば粘着テープ、コピー用紙、プリント用紙、オフィスのりなどの消耗品は少量でも有り難いです。

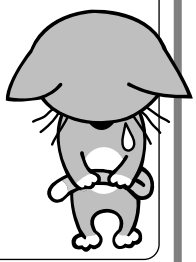

どうぞよろしくお願いいたします。

どうして「地域ねこ」なのでしょうか？

地域ねことは…
ねこのテリトリーで、
ねこの生態や繁殖を、
人々がまるごと支配してしまうこと。

●いつでもどこでも
地域ねこに合意ができている訳でもありません。

●少しの思い違いが
適切な対策を遅らせてしまうこともあります。

●特別に多い思い違いが…
餌をやると飼い主だ!!　餌やるな!!
家に連れ帰れ!!

地域ねこ、12の思い違い。

1 野良ねこは、ノネコでも野生の動物でもないです。

2 ねこは古くから人の環境だけに寄り添って生き抜きます。ジャングルには棲みません。

野生では生きないすずめとよく似た生態になっているイエネコは、人の暮らす環境に付属している生活圏に生き、ひとのそばから離れません。ここから見えなくなっても、まただれかひとのそばで暮らします。

3 野良ねこはエサを見つける天才です。エサやりさんがサボっても生態を絶やしません。

4 エサやりさんに餌をやるなと言っても、紙に書いてもねこは消えてなくなりません。

1や2とも関係します。人の生活圏には必ず餌になるものがあります。豊富に餌があると目ざとく見つけますが、少なくなるとねこ自らの知恵で餌の質も変えられます。

5 たとえ社会に何が起っても、「餌やり」という言葉のなくならない歴史が繰り返され続きます。

3や4とも関係します。決して餌やりさんの無条件擁護ではありませんが、地域ねこ対策の現場では「餌やりはゼッタイになくならない」ことを前提の条件にできるときに「賢明な対策」と評価されます。全面的な餌やり禁止の条件下で地域ねこ対策は成立しませんが、その際には1～4の通り野良ねこ苦情問題も繰り返されます。

6 エサをやる人が持ち主だ、とは決めつけられないのです。

7 野良ねこを自宅に連れ帰えさせる権限もなかったのです。

このことは既に誰かが持っている、動物占有の権利にも関係すると考えられています。
ペットなどの動物を占有する権利を求める人には義務も生まれますが、野良ねこの占有や所有の権利を望まない人に持ち主権利と管理責任を押し付ける権限はどこにもないといえます。
お家に連れ帰れ!!という意味合いの役所のプリントを見た方からも相談が寄せられます。
占有者も所有者もいない野良ねこの持ち主権利を誰かに与えながら、飼養の義務も無理矢理押し付けて連れ帰えさせる権限を役所は持ちません。
（※但し、出された餌と、餌を食べたねこの生理などが及ぼす直接的で明確な因果関係と、占有者の責任とされる適切な保護や管理の証明とは違うので解説が必要です。）

8 野良ねこを傷つけ、殺すと犯罪です。

9 野良ねこを捕まえてどこかに捨てると犯罪です。

ノネコでも野生でもない野良ねこは愛護動物ですから、法律の罰則が適用されます。

10 野良ねこの引き取りをセンターは断れます。

センターでは、所有権を放棄するより他に方法のない、緊急避難的な状態にある飼い主からの引取り申請を原則にします。当初から致死処分を目的にして捕獲された、所有者のいないねこの引取りを都道府県のセンターは断れます。

11 地域ねことは、ねこを外で飼うことでもありません。

12 明日から直ぐに結果の見えにくいのも地域ねこです。

所有者も占有者もいないねこが、迷惑被害の原因にならないように、誰かが何かを思って行うのですから、地域ねこは外で飼われているねことも少し違います。
地域ねこの先ずその前に、飼いねこから外で生きはじめるねこを出さないようにします。
既に外で生きているねこと、ねこが迷惑と感じさせるさまざまなことがらの因果関係をなくしていきます。例えば定時定点で餌を食べるねこに繁殖力を与えないための不妊去勢手術を行うなどやさまざまです。
地域ねこ対策は、今外で生きているねこの生態の循環を抑える、環境保護の活動といえますから、しばらく時間もかかります。

※6-7の解説

『役人から、餌をやったら飼い主といわれた。その証明に判例まで示された。』という相談が今でも寄せられます。
多くの場合にこの判例は神戸の居酒屋裁判などですが、判例では餌出しと動物占有者責任を明確に分けています。
動物占有者が適切な管理方法で責任を果たしたことの立証義務は占有者側にあるのですが、裁判では餌を出していた餌やりさんを動物占有者と判断していません。ねこの食べた餌の量などと、餌を食べたねこが排せつした糞の量や時期との因果関係が、飲食業者の我慢の限界を超えた損害だったのかどうなのか？を判断したもので、餌をやったら飼い主といわれる判例とも違います。外のねこに餌を与える際には、食べた餌とねこの生理や習性生態などとの直接的な因果関係の判断が重要になっているようです。
地域ねこ対策はそのような因果関係にも心配りしながら、ねこの生態を支配する仕組みといえます。繁殖制限手術のほか餌を置きっ放しにしない、糞の始末やトイレを工夫することなどやそのほかの仕組みを利用して、ねこの福祉や健康を守りながら野良ねこ苦情をなくします。

動物置き去りなどと法令遵守

アニマルウエルフェア連絡会の情報より

法改正など法令の整備が求められています。

問題提起

もう少し詳しくは、 AWN連絡会ホームページ（左の写真）**で。**
http://www.dobutu.net

外来動物のフェレットがペットとして流行し、多頭数が全国に流通しました。ある日、道ばたに明らかに持ち主のいないフェレットがいたとします。このフェレットに出合った人はどうすればよいのでしょうか？所管の省庁や自治体に問い合わせましたが、歯切れの悪い解説ばかりでした。

国の所管では、『役所が相談を受けても遺棄犯罪かどうかを決める立場にありません。法令はインターネットからでも手に入りますので、法令を読んだ方の判断で出来事にあたれます。都道府県条例などで決めている場合もありますし、フェレットに出合った時の状況によってもさまざまの対応が考えられますので、これという方法を決めつけられません。』

ある自治体では、『フェレットについては動物愛護法の愛護動物と判断されることを想定できるぐらいで、条例でも特別な規定はありません。捨てたり逃がしたりしないためにも、適切な飼い方の普及や啓発がそれ以前に大切です。』ということでした。

●フェレットは外来生物ですが、さらに厳しく取り締まれる特定外来生物に決めるかどうかの知見中とのことです。●明らかに人（あるいは取り扱い業者）が所有か占有していたと思われるため、動物愛護法の適用も想定されます。●遺失物法の逸走した家畜にあてはまると判断される場合も想定されます。

◆愛護動物に想定した場合。遺棄犯罪の捨てた犯人検挙は警察の管轄です。フェレットを犯罪の犯人が占有していた物件と見られるので、その場合には警察に提供する（＝渡す）ことになります。
◆逸走した愛護動物の場合。逃がした飼い主には逃げた愛護動物を探す責任があるのですが、罰則のないこの「探す責任」を誰が厳しく追求できるのかあいまいです。例えば行政マンなのか、警察官なのか他の誰かなのか？
◆遺失物法の逸走した家畜の場合。警察に提供する（＝渡す）ことになります。警察は「引き渡すことの適当な人」にさらに引き渡すこともできます。いずれにしても、警察からの要請により都道府県のセンターなどが引き取りに応じるための根拠法令が希薄です。

センターなどでは、犬とねこと負傷や疾病などと条例で決めた一部の動物の引き取りを法令に準じた引き取り申請と解釈する場合が多数ですから、フェレットの引き取りを断るものと思われます。

フェレットが市民から警察に渡された場合に想定されることがら。
●犬やねこと違い、都道府県のセンターなどでは警察からの申請でも引き取りを断れます。
●フェレットは日本固有の野生動物ではないので、棲息地への返還も不可能です。
●警察には動物を保管する場所も、保管を職務にする職員も整っていません。
●動物を保管する場所や、保管を職務とする職員のいる行政機関やそのほかと、警察との連携の仕組みも整っていません。
●万が一フェレットの廃棄を想定する場合には、遺棄や殺傷の犯罪にあたると判断される恐れがあります。
●さまざまな状態を想定しながら、具体的な対処の方法が決まるまでの期間の保管が通常は不可欠と考えられます。生きているモノの現状を維持するための適切な保護や管理をいったい、いつどこでだれが？？

結局現行の法令上では期間の長短に関係なく、フェレットを適切に保護管理するための根拠法令があいまいですし、廃棄や致死処分を法令遵守とする解釈も極めて困難です。

現在の法令遵守を試みるとき、持ち主のいないフェレットに出合った人に行政機関や警察やセンターなどでもどのように指導したらよいものか？判断に困っています。

フェレットのほか、りくがめやへびなどを渡されて困り果てた警察や行政機関が、民家から離れたところに置き去ったなど、実際に起っている事例をなくすためにはどうしたらよいのでしょうか？

占有者がいたと判断されながらも、置き去られるペット動物や愛護動物の適切な保護や管理に対応するための法改正など、法令の整備が求められます。

外来生物を商品に扱う経済活動は活発ですが、固有の環境が侵されるまでにそれほどの時間はかかりません。

人と動物との共生などといいながら、誰かから「役に立たなくなった」といわれてしまう動物の行き先がありません。

お知らせとお願い

●ねこだすけニュース、「会員の皆さま号」は簡易印刷で、部数が限られます。
工場印刷のねこだすけニュース発行の合間にお届けしました。

●ねこだすけではスタッフシフトの関係から、Eメールでのご相談をお受けできません。お手数ですがお電話かファックスでご連絡ください。原則として毎週火曜日の午後から電話相談をお受けしています。
ご連絡の際には、おところ、お名前、返信先お電話かファックス番号と、ご用件の概略をお願いいたします。
お返事まで時間のかかる場合もありますので、どうぞおゆるしください。

●「地域ねこ」のペーパー資料ファイル「ねこファクトシート」を行政担当者などとのお話し合いなどに利用しています。頒布部数に限りがありますのでお問い合わせください。

●野良ねこのTNR（トラップニューター リターン・T保護、捕獲・N不妊去勢手術・R返還）と動物保護目的に限り使えるトラップケージ（捕獲器）を貸出しています。
貸出し費用はかかりませんが、送料をご負担ください。原則として期間は一ヶ月以内です。又貸しをしないで、その都度所定の貸出し申し込み用紙をご請求ください。
感染症などを防ぐため、使用後はなるべく水洗いなどの後、屋内に保管してください。
捕獲のご都合などで、一ヶ月を超える際には、必ず一度返却してくださるか、ご連絡をお願いいたします。器具の調整や整備を行っています。

●動物の法律などをテーマにし、ポスターにもご利用いただけるカラーのチラシ類を、ホームページからプリントいただけるように努めています。（※5頁に関連記事）
ウエブ環境に馴染みの少ない皆さまには、郵送や宅配などでもお届けしています。
ねこだすけメーリングリストなどを通じて、各地のボランティアさんに送付用プリントのお手伝いをお願いしています。プリントアウトにご協力をお願いいたします。
プリント用のファイルは、ねこだすけホームページの「ファクトシート」にあります。

●「地域ねこ」をお考えの皆さまからのお問い合わせが多くなっています。
事前にお電話や面談で詳しいお打ち合わせをお願いしていますのでご連絡ください。
また、地域ねこ対策には欠かせない講座やセミナー開催のお問い合わせにもお応えできるように努めています。

●講座やセミナーで使用する、地域ねこ対策展示パネルの貸し出しにお応えしています。所定の申し込み用紙をご請求ください。

●ねこの保護や管理のほか、地域ねこプランや、人と動物との適切な関係づくりをすすめるためのご支援をお願いいたします。
ねこの保護用品やフードのほか、書き損じはがき、未使用の切手やテレフォンカード、収入印紙、商品券などは特にありがたい支援品です。

●デスクワークボランティアさんを募っています。ご連絡をお待ちしています。

小さな声を大きく強く!!　地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこプランが拡がっています。
どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax.　03-3350-6440
郵送・宅配　〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
NPO ねこだすけ
http://www.nekodasuke.net

郵便振替	口座番号　00130 - 9 - 362975 加入者名　ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日：　お名前：　ご住所／郵便番号：　お電話番号：
Fax番号：　会員種別：　年会費：　　円
※寄付金：　　円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月までを会員年度(※**宛名シールに印字されている期日**)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。**●会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。**

活動　地域ねこプランや、ねこの保護救済以外の活動内容

●動物愛護の普及や啓発
●動物の法令の普及啓発と実行の推進
●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
●不適切に飼養される動物の改善
●生物多様性に関する動物の保全
●不適切な動物愛護風潮の抑止
●動物擁護の普及
●動物福祉の推進
●動物愛護普及啓発イベントの開催
●動物ネットワークの推進
●学習会や相談会
●ねこの譲渡・飼い方相談
●チームや支部などの支援ほか